

第116期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

(事業報告)

1. 当行の新株予約権等に関する事項……	1
2. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針……	4
3. 業務の適正を確保する体制……	4
4. 特定完全子会社に関する事項……	9
5. 親会社等との間の取引に関する事項…	9
6. その他……	9

(計算書類)

株主資本等変動計算書……	10
個別注記表……	12

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書……	26
連結注記表……	28

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

株式会社 静岡銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.shizuokabank.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名称 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2007年7月27日 ③新株予約権の数 130個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2007年7月28日から2032年7月27日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	①名称 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2008年7月18日 ③新株予約権の数 130個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2008年7月19日から2033年7月18日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	①名称 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2009年7月24日 ③新株予約権の数 200個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 20,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2009年7月25日から2034年7月24日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	①名称 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2010年7月23日 ③新株予約権の数 270個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2010年7月24日から2035年7月23日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	①名称 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2011年7月22日 ③新株予約権の数 270個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,000株 ⑤新株予約権の行使期間 2011年7月23日から2036年7月22日まで ⑥権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①名称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第6回新株予約権 2012年7月24日 300個 普通株式 30,000株 2012年7月25日から2037年7月24日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	①名称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第7回新株予約権 2013年7月23日 220個 普通株式 22,000株 2013年7月24日から2038年7月23日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	①名称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第8回新株予約権 2014年7月22日 480個 普通株式 48,000株 2014年7月23日から2039年7月22日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	①名称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第9回新株予約権 2015年7月21日 220個 普通株式 22,000株 2015年7月22日から2040年7月21日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	①名称 ②新株予約権の割当日 ③新株予約権の数 ④目的となる株式の種類及び数 ⑤新株予約権の行使期間 ⑥権利行使価額（1株当たり） ⑦権利行使についての条件	第10回新株予約権 2016年7月19日 300個 普通株式 30,000株 2016年7月20日から2041年7月19日まで 1円 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名 称 第11回新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日 2017年7月18日	
	③新株予約権の数 330個	
	④目的となる株式の種類及び数 普通株式 33,000株	
	⑤新株予約権の行使期間 2017年7月19日から2042年7月18日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり） 1円	
	⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名 称 第12回新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日 2018年7月17日	
	③新株予約権の数 321個	
	④目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,100株	
	⑤新株予約権の行使期間 2018年7月18日から2043年7月17日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり） 1円	
	⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名 称 第13回新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日 2019年7月16日	
	③新株予約権の数 340個	
	④目的となる株式の種類及び数 普通株式 34,000株	
	⑤新株予約権の行使期間 2019年7月17日から2044年7月16日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり） 1円	
	⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2018年1月25日発行)に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	2018年1月9日
新株予約権の数	3,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 21,620,063株
1株当たりの転換価額	13.876米ドル
行使期間	2018年2月8日から2023年1月11日まで
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

2. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社法施行規則第118条に定める基本方針は策定しておりませんが、会社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とした当行株式等の大規模買付行為の対象とならないよう、平時から以下を基本とした経営を行っております。

(1) 株主価値の向上

収益の増強や、配当政策などの適切な資本政策を通じ、株主価値の向上を図ります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

取締役会をはじめとする経営の機関連設計およびその運営状況に意を用い、適切な企業統治が行われる体制を維持・強化します。

(3) 各ステークホルダーとの良好な関係維持

IR活動等を通じて市場での認知度や評価の向上を図るとともに、株主の皆さま、お客さま、従業員等の各ステークホルダーとの適切なコミュニケーションと良好な関係維持に努めます。

3. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務ならびに当行および当行の子会社から成る企業集団（以下「当グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備について、取締役会において本基本方針を決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

(1) 内部統制システムの整備に係る基本的な考え方

イ 当グループでは、従来より企業倫理の遵守を経営の最重要課題として認識し、コーポレート・ガバナンス体制を確立してきましたが、企業の社会的責任を果たすべく、以下の施策に対して不断の取組みを行い、コーポレート・ガバナンス体制やコンプライアンス（倫理法令遵守）態勢の維持・強化を図ることを通じて、内部統制システムの整備に取り組むとともに、同システムの適切な運用に努めます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（企業理念、倫理憲章）

イ 企業理念を当グループにおける全ての活動の指針と位置付け、また、コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、当グループの全役職員がこれを遵守します。

（取締役会および取締役）

ロ 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行い、業務執行を決するとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役としての職務を忠実に遂行します。

ハ 当行では、経営の監督と執行の分離を目的に任意で設置する業務監督委員会が執行部門の監督を行い、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図ります。

ニ 社外取締役の招聘による社外の視点の経営意思決定への反映、監督機能の強化に努めます。

ホ 当行では、業務監督委員会が管轄する内部監査部門を設置し、この内部監査部門の検証により、当グループにおける内部統制の適切性および有効性を確保します。

(当行の監査役会および監査役)

ヘ 当行は監査役設置会社であり、監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務につき監査します。

(コンプライアンスに対する方針、コンプライアンスに関する運営体制)

ト 当グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、すべてのリスク管理の前提とし、コンプライアンス態勢の整備、強化を図ります。また、反社会的勢力等との関係遮断は、コンプライアンスに関する重要事項として取り組みます。

チ 当行の取締役会は、毎年度、コンプライアンスプログラムを決定します。また、コンプライアンス会議において、コンプライアンスに関する具体的諸施策の統括や重要事項の審議を行い、その内容を取締役会に報告します。

リ 当行は、当グループにおけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する組織、役割、手続等をリスク管理基本規程として定め、同規程に基づいて設置した当行のコンプライアンス統括部署（以下「コンプライアンス統括部署」という。）が当グループにおけるコンプライアンス態勢の維持・強化を統括します。

ヌ 当グループの全役職員が、当グループ内で発生した違法行為等について所定の方法によりコンプライアンス統括部署、弁護士事務所等へ通報できる内部通報制度を設置し、適切に運用します。

(3) 当行における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ 取締役の職務の執行に係る情報資産の管理は、法令等の定めによるほか、行内規程類により適正に行います。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理に対する方針)

イ 当グループはリスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つに位置付け、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図ります。

(リスク管理に関する運営体制)

ロ 取締役会は、各期の業務計画でリスク管理方針を決定します。また、統合リスク・予算管理会議において、リスクへの対応を決定し、その内容を取締役会に報告します。

ハ リスク管理基本規程に基づいて設置した当行のリスク管理統括部署（以下「リスク管理統括部署」という。）が当グループにおけるリスク管理体制の維持・強化を統括します。

ニ 各種リスク発生時の対応や事前対策等を非常事態対策要綱に定めて損害を最小限に止め、事業の継続を図る体制を維持・強化します。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会を定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するとともに、当行は取締役会の権限委譲による決定機関として経営執行会議等を設置し、重要な業務執行に関わる事項を審議します。

ロ 当グループは、執行役員制度を設け、取締役会の決定に基づく業務執行について各規程に決裁権限と責任の所在を定め、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を実現します。

- (6) 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制その他の当グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ グループ会社の業務運営はグループ会社運営規程等に基づいて行い、当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任するとともに、当行の所管部長等が非常勤取締役役に就任することにより、当グループの業務の適正を確保します。
 - ロ 当行では、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、取締役会に報告するほか、当行とグループ会社の代表者で構成し定例開催するグループ代表者経営連絡会において、グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、当グループの経営課題の問題解決を図ります。
 - ハ グループ会社統括部署がグループ会社の業務運営等に関する企画・調整を行います。また、当行におけるグループ会社各社の所管部署および横断的統括管理を必要とするグループ会社業務の担当部署をグループ会社運営規程等に定め、グループ会社から必要な報告を求めること等により、当該業務の適正かつ効率的な運営を確保します。
 - ニ 当グループは、銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールを遵守し、当行とグループ会社との利益相反行為を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止します。また、グループ会社は、当行の取締役会が定めるリスク管理基本規程を踏まえ、各社の規模や業態等に応じて取締役会で自社のリスク管理基本規程等やコンプライアンスプログラムを定め、適切なコンプライアンス態勢およびリスク管理体制を構築します。
 - ホ グループ会社各社に規模や業態等に応じてコンプライアンス、リスク管理および内部監査等の担当者を必要に応じ配置します。
 - ヘ 当行の内部監査部門は、内部監査規程に基づきグループ会社に対して業務運営状況に関する監査等を実施します。内部監査で指摘した重要な事項については遅滞なく当行の代表取締役および取締役会ならびに監査役に報告するとともに、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制を整備します。また、当行の監査役およびグループ会社の監査役の監査職務の遂行により、内部統制システムの適切な整備が図られるよう、当グループ全体の監査環境の整備に努めます。
 - ト 当行は、財務報告に係る内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制の方針および計画を定め、その適切な運用により当グループにおける財務報告の信頼性を確保します。
- (7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項および当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役を補助するための機関として監査役室を設置し、業務を行うために必要な担当者を配置します。また、業務分掌規程で監査役室を業務執行から独立した組織として定め、当該担当者が専ら監査役からの指示命令に従う体制とすることにより、取締役会、業務執行部門、内部監査部門からの独立性を確保します。
- (8) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制、当行の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の当行の監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当行の取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、必要に応じて監査役に報告を行い、銀行経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。

- グループ会社の取締役および使用人は、当行の監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、当行のグループ会社統括部署・所管部署等を通じ、当行の監査役に対して、必要に応じて報告を行い、自社の経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。
- ハ 当行の監査役は、取締役その他の者から報告を受けた場合は、これを監査役会に報告します。

(9) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- イ 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、半期毎の予算編成において、監査役室からの申請に応じて監査役の職務の執行に必要な予算を確保します。

(10) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査役監査が適正かつ円滑、効果的に行われるような監査環境を整備します。
- 監査体制の中立性および独立性を確保するため、社外監査役の意見を尊重し、監査機能の一層の強化に努めます。
- ハ 監査役および監査役会は、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部署およびリスク管理統括部署等と定例的な情報交換の場を設けることにより、監査役監査の実効性を確保します。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第116期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

**(1) コンプライアンス態勢
(取締役会および取締役)**

- イ 取締役会は、取締役会規程に基づき適切に運営し、定例取締役会（11回）および臨時取締役会（1回）を開催しました。
- また、社外取締役4名も委員に含まれている業務監督委員会（4回）、指名・報酬委員会（4回）の他、アドバイザリーボード（4回）も開催しました。加えて、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役および社外監査役による自由な意見交換の場として独立役員意見交換会（5回）を開催したほか、独立役員と代表取締役の意見交換会（1回）を開催しました。

(コンプライアンスに対する方針、コンプライアンスに関する運営体制)

- ハ 取締役会は、年度毎にコンプライアンスプログラムを決定するとともに、その進捗状況および達成状況の報告を四半期毎に受けました。

- ニ コンプライアンス会議は、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについて審議を行い、月次で取締役会に報告しました。
- ホ コンプライアンス統括部署であるコンプライアンス・リスク統括部は、コンプライアンス関連情報の一元管理を通じたモニタリングにより、違反の未然防止と体制の維持・強化に取り組んでおります。同部にはコンプライアンスオフィサーと金融商品取引管理担当を配置し、営業店立入調査などを通じて、営業店に対する指導・モニタリングを実施しております。
- ヘ 倫理憲章の実践にあたってコンプライアンスをより身近なものとして意識して日々の業務に取り組むため、「コンプライアンス・ポリシー」を制定しており、当グループの役職員が随時目を通せるように携帯型のコンプライアンス・ポリシーカードを配付しております。
- ト コンプライアンス・リスク統括部は、当グループの内部通報制度であるオピニオンボックスの利用・対応状況を、半期毎にとりまとめてコンプライアンス会議に報告しております。

(2) リスク管理体制

- イ 取締役会は、年度のグループ業務計画にてリスク管理方針を決定するとともに、リスクの発生状況およびリスク管理の状況の報告を四半期毎に受けました。
- ロ 統合リスク・予算管理会議は、発生したリスクの対応方針を決定のうえ、月次で取締役会に報告しました。
- ハ リスク管理統括部署であるコンプライアンス・リスク統括部は、各種リスクの管理上の問題点を総合的に判断し、必要に応じてリスク管理体制の改善・高度化を図っております。
- ニ 非常事態対策要綱に定めた各種リスク発生時の対応や事前対策等については、内外の環境変化（震災、火山噴火、感染症、テロ、サイバー攻撃等）に応じて継続的に見直しを行っており、各種訓練の実施により、事業継続体制の実効性確保に努めております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会の権限委譲による決定機関として設置する経営執行会議（28回）、統合リスク・予算管理会議（12回）、コンプライアンス会議（12回）等を開催しました。各会議の審議内容については、業務執行報告として取締役会に報告しました。

(4) 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ 当行とグループ会社の代表者で構成するグループ代表者経営連絡会を定例開催（8回）し、当グループの経営課題の解決を図っております。
- ロ グループ会社統括部署である経営企画部は、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、定例的に取締役会に報告しております。
- ハ グループ会社は、グループ会社運営規程等に基づいて銀行関連部に必要な協議・報告を行っております。
- ニ コンプライアンス・リスク統括部は、アームズ・レンジス・ルールの遵守状況について、半期毎にとりまとめてコンプライアンス会議に報告しております。

(5) 内部監査体制

- イ 内部監査部門である監査部は、中期内部監査計画および各年度の内部監査計画を策定し、取締役会の承認を得たうえで、本部、グループ会社、営業店等に対して内部監査を実施しております。
- ロ 監査結果は、監査報告書として取締役および監査役に報告するとともに、内部監査結果関連報告として四半期毎に取締役会に報告しております。
- ハ 内部監査結果のレビューと内部監査にて判明した問題点の改善指導を提言し、関連部の改善策、改善状況、改善時期についてフォローアップすることを目的として、内部監査結果対応委員会を月次で開催しております。
- ニ 監査部は、内部監査規程およびグループ会社運営規程に基づき、グループ会社に対して内部監査を実施しており、4社に対して内部監査を実施しました。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

- イ 監査役室には複数の専任スタッフを配置し、適正な人員を確保しております。
- ロ 当行では、常勤監査役は経営執行会議をはじめとする各種重要会議に出席することで、各業務所管部署から各種報告を受けております。
- ハ 内部監査部門、コンプライアンス統括部署およびリスク管理統括部署は定例的に監査役との意見交換の場を設けて、内部監査、コンプライアンス、リスク管理の状況を報告しております。
- ニ 当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任しており、グループ会社各社の取締役会等に出席することで業務執行に関する事項等について報告を受けております。
- ホ グループ会社統括部署である経営企画部は、グループ会社の取締役会議事録の点検を通じて、当行の常勤監査役への報告状況を確認しております。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

6. その他

該当事項はありません。

第116期 (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	90,845	54,884	54,884	90,845
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	90,845	54,884	54,884	90,845
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
特別積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	90,845	54,884	54,884	90,845

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	特別積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,105	6	523,700	55,466	673,124	△20,371	798,482
会計方針の変更による 累積的影響額				△610	△610		△610
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,105	6	523,700	54,856	672,513	△20,371	797,872
当期変動額							
剰余金の配当				△15,088	△15,088		△15,088
固定資産圧縮積立金の積立	6			△6	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	△94			94	—		—
特別償却準備金の取崩		△6		6	—		—
特別積立金の積立			5,000	△5,000	—		—
当期純利益				36,120	36,120		36,120
自己株式の取得						△8,759	△8,759
自己株式の処分				△6	△6	100	94
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△87	△6	5,000	16,120	21,025	△8,658	12,366
当期末残高	3,017	—	528,700	70,976	693,539	△29,030	810,238

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	230,470	△141	230,329	330	1,029,142
会計方針の変更による 累積的影響額					△610
会計方針の変更を反映した 当期首残高	230,470	△141	230,329	330	1,028,532
当期変動額					
剰余金の配当					△15,088
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別償却準備金の取崩					—
特別積立金の積立					—
当期純利益					36,120
自己株式の取得					△8,759
自己株式の処分					94
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△36,104	330	△35,773	△12	△35,786
当期変動額合計	△36,104	330	△35,773	△12	△23,419
当期末残高	194,366	189	194,555	318	1,005,112

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

④ 上記①～③以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約7年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3～5年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約4年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当事業年度は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、役務取引等収益の一部について、従来受領時に一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度における影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が531百万円減少、特定取引資産が28百万円減少、その他資産が730百万円減少、特定取引負債が1百万円減少、その他負債が0百万円減少、繰延税金負債が226百万円減少、1株当たり純資産額が92銭減少しております。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 47,481百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

a) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前事業年度の計算書類における重要な会計上の見積りに記載した内容から重要な変更を行っておりません。

b) 債務者区分の判定やキャッシュ・フロー見積法による将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込において仮定をおいています。事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込は、新型コロナウイルス感染症の影響や債務者の属する業種・業界における市場の成長性や価格動向等に基づき決定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 60,318百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,408百万円
危険債権額	68,885百万円
三月以上延滞債権額	353百万円
貸出条件緩和債権額	13,777百万円
合計額	98,424百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,439百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	2,999百万円
有価証券	1,104,080百万円
貸出金	817,620百万円
その他の資産	96,766百万円

担保資産に対応する債務

預金	45,865百万円
売現先勘定	296,764百万円
債券貸借取引受入担保金	72,701百万円
借用金	1,325,129百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券19,821百万円、その他の資産5,750百万円及び預け金244百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,872百万円及び中央清算機関差入証拠金60,800百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,872,905百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,746,941百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 111,363百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,025百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、30,088百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託198百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額 78,832百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 94,633百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	2,762百万円
役務取引等に係る収益総額	1,004百万円
特定取引に係る収益総額	397百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	163百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	101百万円
役務取引等に係る費用総額	1,005百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	6,137百万円

関係会社とのその他の取引

資産の購入額等	10,416百万円
---------	-----------

2. 当事業年度において、静岡県内の営業用店舗エリア4か所及び遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、営業用店舗については原則として、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業店舗エリア単位で、遊休または処分予定資産については各資産単位で、グループピングしております。

減損損失を計上した資産グループについては、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落または店舗の統廃合の決定等により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額634百万円（土地409百万円、建物80百万円、その他の有形固定資産145百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき評価した金額から処分費用見込額を控除して算出しております。使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて、それぞれ算定しております。

3. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	静銀信用保証 株式会社	所有 直接100.00%	当行ローン等の 保証 役員の兼任	当行ローン等の保証	2,344,288	—	—
				保証の履行による 当行ローン等の回収	981	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

静銀信用保証株式会社より当行の各種ローン等に対して保証を受けております。保証料は、同社に対して各種ローン債務者が直接支払っているほか、当行が貸出金利息に含めて受領後に3,075百万円を支払っております。

保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローン等の信用リスク等を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の 近親者	飯尾 万喜三	—	—	資金の貸付	(平均残高) 13	貸出金	—
役員の 近親者	清川ビル 清川 栄一郎	被所有 直接 0.00 %	—	資金の貸付	(平均残高) 163	貸出金	162
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	パークビュー アセット 株式会社	—	—	資金の貸付	(平均残高) 501	貸出金	498
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	清川商事 株式会社	—	—	資金の貸付	(平均残高) 208	貸出金	206
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	清川不動産 株式会社	被所有 直接 0.00 %	—	資金の貸付	(平均残高) 1,240	貸出金	1,170

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。
- ・飯尾万喜三氏については、事業年度中に逝去されておりますので、期末残高は記載しておりません。
- ・パークビューアセット株式会社については、関連する役員が2021年6月18日に退任しておりますので、期末残高に代えて退任月の月末残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	21,086	10,000	106	30,980	(注)1、2
合計	21,086	10,000	106	30,980	

(注) 1. 自己株式数の増加10,000千株は、自己株式取得等による増加であります。

2. 自己株式数の減少106千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分90千株及びストック・オプションの権利行使15千株等による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△4

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	68,904	68,861	△42
	小計	68,904	68,861	△42
合計		68,904	68,861	△42

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	13,433	35,090	21,656
合計	13,433	35,090	21,656

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	46,173
関連法人等株式	711

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	383,849	95,275	288,573
	債券	275,984	275,087	896
	国債	159,965	159,886	78
	地方債	40,573	40,462	110
	社債	75,445	74,739	706
	その他	143,243	129,067	14,176
	うち外国債券	21,498	21,439	59
	小計	803,076	499,431	303,645
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	2,133	2,667	△534
	債券	877,236	884,749	△7,512
	国債	440,414	444,654	△4,240
	地方債	156,028	157,242	△1,214
	社債	280,794	282,851	△2,057
	その他	483,854	505,205	△21,351
	うち外国債券	392,131	409,977	△17,845
	小計	1,363,224	1,392,622	△29,398
合計		2,166,301	1,892,053	274,247

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5,115
組合出資金	16,345

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,178	2,686	0
債券	974,924	2,566	8,560
国債	902,889	1,343	8,559
地方債	25,795	179	—
社債	46,239	1,043	0
その他	1,278,992	13,385	24,428
うち外国債券	924,235	2,839	19,644
合計	2,258,094	18,637	32,989

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的の金 銭の信託	4,800	4,801	1	1	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信 託	100,000	100,000	—	—	—

(注) 合同運用の金銭の信託であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,443百万円
退職給付引当金	5,495
有価証券償却	5,897
その他	10,339
繰延税金資産小計	35,175
評価性引当額	△6,826
繰延税金資産合計	28,349
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△79,881
退職給付信託設定益	△5,079
退職給付信託返還有価証券	△2,724
その他	△2,832
繰延税金負債合計	△90,517
繰延税金負債の純額	△62,168百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,781円08銭
1株当たりの当期純利益金額	63円57銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

(ご参考)

信 託 財 産 残 高 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
有価証券	9	金銭信託	894
銀行勘定貸金	198		
現金預け金	686		
合計	894	合計	894

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産の残高は5百万円であります。
3. 元本補填契約のある信託については、下表のとおりです。

元 本 補 填 契 約 の あ る 信 託

(2022年3月31日現在)

金銭の信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸金	198	元本の他	198
		その他	0
合計	198	合計	198

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第116期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,845	54,884	743,157	△20,371	868,516
会計方針の変更による 累積的影響額			△662		△662
会計方針の変更を反映した 当期首残高	90,845	54,884	742,495	△20,371	867,853
当期変動額					
剰余金の配当			△15,088		△15,088
親会社株主に帰属する当期純利益			41,635		41,635
自己株式の取得				△8,759	△8,759
自己株式の処分			△6	100	94
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	26,540	△8,658	17,881
当期末残高	90,845	54,884	769,036	△29,030	885,735

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	231,196	△98	1,212	2,800	235,111
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映した 当期首残高	231,196	△98	1,212	2,800	235,111
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△37,479	322	3,013	△163	△34,306
当期変動額合計	△37,479	322	3,013	△163	△34,306
当期末残高	193,717	223	4,226	2,637	200,804

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当期首残高	330	1,419	1,105,378
会計方針の変更による 累積的影響額			△662
会計方針の変更を反映した 当期首残高	330	1,419	1,104,715
当期変動額			
剰余金の配当			△15,088
親会社株主に帰属する当期純利益			41,635
自己株式の取得			△8,759
自己株式の処分			94
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△12	△30	△34,350
当期変動額合計	△12	△30	△16,468
当期末残高	318	1,388	1,088,247

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 13社

会社名 静銀経営コンサルティング株式会社

静銀リース株式会社

静銀ITソリューション株式会社

静銀信用保証株式会社

静銀ディーシーカード株式会社

静岡キャピタル株式会社

静銀ティーエム証券株式会社

静銀総合サービス株式会社

静銀モーゲージサービス株式会社

静銀ビジネスクリエイト株式会社

しずぎんハートフル株式会社

欧州静岡銀行 (Shizuoka Bank(Europe)S.A.)

Shizuoka Liquidity Reserve Limited

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 16社

主要な会社名 静岡中小企業支援5号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 3社

会社名 静銀セゾンカード株式会社

マネックスグループ株式会社

コモンズ投信株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 16社

主要な会社名 静岡中小企業支援5号投資事業有限責任組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

主要な会社名 しずおか事業承継・事業継続支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。
- ④ 上記①～③以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注）1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約7年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3～5年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約4年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当連結会計年度は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内の連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、役務取引等収益の一部について、従来受領時に一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度における影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が531百万円減少、特定取引資産が28百万円減少、その他資産が730百万円減少、特定取引負債が1百万円減少、その他負債が0百万円減少、繰延税金負債が226百万円減少、1株当たり純資産額が92銭減少しております。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 53,382百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

a) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前連結会計年度の連結計算書類における重要な会計上の見積りに記載した内容から重要な変更を行っておりません。

b) 債務者区分の判定やキャッシュ・フロー見積法による将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込において仮定をおいております。事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込は、新型コロナウイルス感染症の影響や債務者の属する業種・業界における市場の成長性や価格動向等に基づき決定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,425百万円
危険債権額	68,961百万円
三月以上延滞債権額	353百万円
貸出条件緩和債権額	13,777百万円
合計額	100,517百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,439百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	2,999百万円
有価証券	1,104,080百万円
貸出金	817,620百万円
その他資産	96,766百万円
担保資産に対応する債務	
預金	45,865百万円
売現先勘定	296,764百万円
債券貸借取引受入担保金	72,701百万円
借用金	1,325,129百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券19,821百万円、その他の資産5,750百万円及び預け金244百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,943百万円、金融商品等差入担保金9,631百万円及び中央清算機関差入証拠金60,800百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,850,675百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,729,933百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 119,521百万円

6. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,033百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、30,088百万円であります。

8. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託198百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度において、当行は静岡県内の営業用店舗エリア4か所及び遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、当行の営業用店舗については原則として、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業店舗エリア単位で、遊休または処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。

減損損失を計上した資産グループについては、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落または店舗の統廃合の決定等により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額634百万円（土地409百万円、建物80百万円、その他の有形固定資産145百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき評価した金額から処分費用見込額を控除して算出しております。使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	595,129	—	—	595,129	
合計	595,129	—	—	595,129	
自己株式					
普通株式	21,086	10,000	106	30,980	(注)1、2
合計	21,086	10,000	106	30,980	

(注) 1. 自己株式数の増加10,000千株は、自己株式取得等による増加であります。

2. 自己株式数の減少106千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分90千株及びストック・オプションの権利行使15千株等による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			318
	合計		—			318

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	8,036百万円	14円	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	7,051百万円	12.5円	2021年9月30日	2021年12月10日
合計		15,088百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2022年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 7,615百万円

②1株当たり配当額 13.5円

③基準日 2022年3月31日

④効力発生日 2022年6月20日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは静岡県を主要な営業基盤として銀行業務を中心にリース業務、金融商品取引業務などの総合金融サービスを提供しております。

グループの中核となる当行では、お客さまの資金運用ニーズにおこたえするため、円貨預金に加え、外貨預金、国債、投資信託、個人年金保険などの金融商品を幅広く提供しているほか、個人向けローンや中小企業向けの貸出業務を通じ、地域のお客さまへの安定的な資金供給に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として国内のお客さまに対する貸出金や、債券、株式などの有価証券で構成されております。

貸出金は主として貸出先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、貸出金の約6割は静岡県内のお客さま向けとなっており、地域経済環境の変化や巨大地震などにより、信用リスクが集中して発生する可能性を有しております。

有価証券については安全性や流動性を重視した運用方針のもと、債券、株式、投資信託などを保有しております。これらは発行体の信用状態や金利の変動による市場価格の変動リスクに晒されております。株式などの保有有価証券の価格が下落した場合には減損又は評価損の発生により、当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融負債は、主として国内のお客さまからの預金や、短期金融市場からの調達により構成されております。これらの負債は、当行の格付が低下するなど信用が低下した場合や市場環境の悪化などにより、資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。

デリバティブ取引は、お客さまの為替や金利に係るリスクヘッジに対応するため、また、当グループの市場リスクの適切な管理を目的とし、資産・負債の総合管理（ALM）及び個別取引のヘッジに活用しております。さらに、短期的な売買を行うトレーディング取引を行っております。

デリバティブ取引の主な種類としては、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、金利・為替などの市場の変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティリスク）を有しております。また、金融資産、金融負債の間には、金利や期間のミスマッチによる金利変動リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理体制

当グループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「リスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続きなど、基本的枠組みを定め管理しております。

また、収益の向上及び健全性の維持のバランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心として導入しております。

「リスク資本配賦」とは、リスク限度を経営体力の中で許容できる範囲内に設定することで過大なリスクテイクを行わない仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資として各業務執行部署に配賦し、仮に市場リスクや信用リスクなどが顕在化した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしております。

② 信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの回収が困難になることで損失を被るリスクをいいます。

貸出資産などの健全性を確保するため、コンプライアンス・リスク統括部信用リスクグループを信用リスク管理部署として国内外の信用リスク全般の管理を行っております。特に信用リスク管理の根幹を成す「債務者格付制度」を含む内部格付制度については、企業サポート部審査企画グループが「運用」、与信部門（企業サポート部）から機能的に独立した信用リスクグループが制度の「設計」と「運用の監視」、コンプライアンス・リスク統括部リスク統括グループが制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しております。

さらに、信用リスク管理がルールに則って適正に行われているかを、自己査定実施プロセスの検証などを通じて、監査部が監査する体制としております。

また、信用リスクグループは、銀行全体の与信ポートフォリオに内在する信用リスクの状況を統計的手法により計量化し、将来発生する可能性のあるリスク量を把握するほか、大口与信先や特定の業種への与信集中の状況などをモニタリングし、過大な信用リスクが発生しないようにコントロールを行っております。

信用リスクの管理状況については、以下に記載する市場リスクの管理状況、流動性リスクの管理状況と合わせて、頭取を議長とする月次の「統合リスク・予算管理会議」などを通じて経営に報告する体制となっております。

③ 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場性取引において、リスク資本配賦額や評価損益額のほかに、ポジション額や感応度等に限度を設けることで、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしております。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、市場リスク量が一定範囲に収まるようALMヘッジ基準を定めており、経営企画部事業戦略ALMグループは金利リスクの状況や金利見通しに基づくALMヘッジの取組方針について、「統合リスク・予算管理会議」において審議する体制としております。

市場部門の組織は取引執行部署と事務管理部門とを厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門を設置し相互牽制体制を確立しております。また、この3部門の牽制体制の有効性を被監査部門から独立した監査部が検証を行っております。

④ 流動性リスク管理体制

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、債券などの金融商品の売買において市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門の設置、及び資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置することで相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰り管理部門の1つである市場営業部資金為替グループにおいては、市場調達額が過大とならないように資金調達可能額の範囲内にコントロールしているほか、市場環境に留意し安定的な資金繰りに努めております。また、流動性リスク管理部門であるリスク統括グループでは、資金化可能な高流動性資産の保有状況を含めた資産負債構造の安定性評価や資金繰りポジションの状況のほか、資金繰り管理部門の管理状況などをモニタリングしております。

また、不測の事態への対応として、非常時の資金繰り管理を「第1フェーズ（予防的段階）」、「第2フェーズ（要注意段階）」、「第3フェーズ（流動性懸念段階）」及び「第4フェーズ（流動性枯渇段階）」の4区分に設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対処できる体制を整備しております。

市場流動性リスクについては、流動性リスク管理部門が高流動性資産の保有状況を適時モニタリングしているほか、フロントオフィスにおいては流動性を考慮した上での運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠設定などにより対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に定める経過措置を適用した投資信託、市場価格のない株式等及び、時価算定適用指針第27項に定める経過措置を適用した組合出資金は、次表には含めておりません（(1)*1、(注3) 参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産				
売買目的有価証券	62	10,469	—	10,532
国債	62	—	—	62
地方債	—	533	—	533
社債	—	9,936	—	9,936
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—
有価証券				
その他有価証券 (*1)	1,024,344	836,983	139,484	2,000,812
国債	600,379	—	—	600,379
地方債	—	196,601	—	196,601
社債	—	216,780	139,459	356,239
株式	382,363	4,912	—	387,275
その他	41,602	418,688	25	460,315
うち外国債券	41,602	418,595	—	460,197
資産計	1,024,407	847,452	139,484	2,011,345
デリバティブ取引 (*2)(*3)(*4)				
金利関連	—	1,632	—	1,632
通貨関連	—	△9,722	—	△9,722
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△8,089	—	△8,089

(*1) 時価算定適用指針第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上表には含めておりません。

連結貸借対照表における当該投資信託の金額は164,632百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除してあります。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△14,638百万円であります。

(*4) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動リスクまたは為替変動リスクの減殺のためのヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

区分	時価				連結貸借対照 表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	—	10,796	68,861	79,658	79,726	△67
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	9,231	—	9,231	9,252	△20
社債	—	1,565	68,861	70,426	70,473	△46
その他	—	—	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—	—	—
貸出金					9,502,197	
貸倒引当金 (*)					△48,817	
	—	—	9,467,153	9,467,153	9,453,380	13,772
資産計	—	10,796	9,536,014	9,546,811	9,533,106	13,705
預金	—	11,400,009	—	11,400,009	11,399,949	60
譲渡性預金	—	157,266	—	157,266	157,266	0
借入金	—	1,329,879	34,044	1,363,924	1,364,889	△965
負債計	—	12,887,155	34,044	12,921,200	12,922,105	△905

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。証券化商品(信託受益権)は、第三者から入手した価格に基づいて時価を算定しており、当該価格の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。私募債は、内部格付、残存期間、保全率に応じた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率は重要な観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

新株予約権はオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。主なインプットは上場確率等であります。上場確率は観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、担保及び保証の状況、期間に基づく区分ごとに、元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、又は市場金利に信用リスクや経費率等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。割引率は観測不能であることから全てレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものと及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の新規借入を行う場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（２０２２年３月３１日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.2%～1.7%	0.5%
その他				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	50.0%	50.0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022年3月31日）

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	30,289	—	△53	1,194	—	—	31,430	—
証券化商品 (信託受益権)	8,709	△3	△381	99,704	—	—	108,028	—
新株予約権	—	—	△0	25	—	—	25	—

(*) 連結損益計算書の「資金運用収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

証券化商品（信託受益権）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率、倒産時の損失率及び期限前返済率であります。倒産確率、倒産時の損失率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせ、期限前返済率の著しい変動は、金融商品の構造に応じて、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は発行体の内部格付、残存期間、保全率に応じて算定しており、割引率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは上場確率であります。上場確率の著しい上昇（下落）は時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	6,874
組合出資金等 (*3)	67,641

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について123百万円の減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主として投資事業組合であります。これらは時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

また、非連結子会社等への出資金2,572百万円等を含んでおります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	15,197百万円
退職給付に係る負債	5,000
有価証券償却	4,190
その他	10,876
繰延税金資産小計	<u>35,265</u>
評価性引当額	<u>△5,091</u>
繰延税金資産合計	<u>30,173</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△80,229
退職給付信託設定益	△5,079
退職給付信託返還有価証券	△2,724
その他	△2,833
繰延税金負債合計	<u>△90,867</u>
繰延税金負債の純額	<u>△60,693</u> 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,925円98銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	73円27銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,000株	普通株式 66,000株	普通株式 89,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付 与 日	2007年7月27日	2008年7月18日	2009年7月24日	2010年7月23日	2011年7月22日
権 利 確 定 条 件	権利確定条件は 定めていない	同左	同左	同左	同左
対 象 勤 務 期 間	対象勤務期間は 定めていない	同左	同左	同左	同左
権 利 行 使 期 間	2007年7月28日から 2032年7月27日まで	2008年7月19日から 2033年7月18日まで	2009年7月25日から 2034年7月24日まで	2010年7月24日から 2035年7月23日まで	2011年7月23日から 2036年7月22日まで

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 88,000株	普通株式 92,000株	普通株式 37,000株	普通株式 50,000株
付 与 日	2012年7月24日	2013年7月23日	2014年7月22日	2015年7月21日	2016年7月19日
権 利 確 定 条 件	権利確定条件は 定めていない	同左	同左	同左	同左
対 象 勤 務 期 間	対象勤務期間は 定めていない	同左	同左	同左	同左
権 利 行 使 期 間	2012年7月25日から 2037年7月24日まで	2013年7月24日から 2038年7月23日まで	2014年7月23日から 2039年7月22日まで	2015年7月22日から 2040年7月21日まで	2016年7月20日から 2041年7月19日まで

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株
付 与 日	2017年7月18日	2018年7月17日	2019年7月16日
権 利 確 定 条 件	権利確定条件は 定めていない	同左	同左
対 象 勤 務 期 間	対象勤務期間は 定めていない	同左	同左
権 利 行 使 期 間	2017年7月19日から 2042年7月18日まで	2018年7月18日から 2043年7月17日まで	2019年7月17日から 2044年7月16日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

・ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション
権 利 確 定 前					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付 与	—	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—	—
未 確 定 残	—	—	—	—	—
権 利 確 定 後					
前連結会計年度末	13,000株	13,000株	20,000株	27,000株	27,000株
権 利 確 定	—	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—	—
未 行 使 残	13,000株	13,000株	20,000株	27,000株	27,000株

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
権 利 確 定 前					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付 与	—	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—	—	—
未 確 定 残	—	—	—	—	—
権 利 確 定 後					
前連結会計年度末	30,000株	22,000株	48,000株	22,000株	30,000株
権 利 確 定	—	—	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—	—
未 行 使 残	30,000株	22,000株	48,000株	22,000株	30,000株

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権 利 確 定 前			
前連結会計年度末	—	—	—
付 与	—	—	—
失 効	—	—	—
権 利 確 定	—	—	—
未 確 定 残	—	—	—
権 利 確 定 後			
前連結会計年度末	38,000株	37,700株	38,500株
権 利 確 定	—	—	—
権 利 行 使	5,000株	5,600株	4,500株
失 効	—	—	—
未 行 使 残	33,000株	32,100株	34,000株

・単価情報

	2007年ストック・オプション	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1円	1円	1円	1円	1円
行 使 時 平 均 株 価	—	—	—	—	—
付 与 日 に お け る 公正な評価単価(注)	1,153円	1,057円	875円	704円	709円

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1円	1円	1円	1円	1円
行 使 時 平 均 株 価	—	—	—	—	—
付 与 日 に お け る 公正な評価単価(注)	743円	1,135円	1,079円	1,351円	730円

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権 利 行 使 価 格	1円	1円	1円
行 使 時 平 均 株 価	883円	883円	883円
付 与 日 に お け る 公正な評価単価(注)	899円	888円	733円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。